

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **宇都宮市** (都道府県: **栃木県**)
 本事業の担当部局名 **魅力創造部 都市ブランド戦略課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	宇都宮市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	51,251,000			円				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市では、「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の充実を掲げ、子どもや子育て家庭を支援するための総合的な計画である「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(令和2年3月策定)に基づき、様々な施策・事業に取り組んでいる。しかし、令和3年の合計特殊出生率は1.41(参考:令和2年度合計特殊出生率1.40、令和元年1.41、平成30年1.49)であり、市内婚姻件数は2,470件、婚姻率が4.77%(参考:平成27年婚姻件数3,082件、婚姻率5.95%)である。また、令和3年の市内出生数が3,685人(参考:平成22年出生数4,918人)であり、経年的に低下傾向にあり、対策の強化が必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 少子化対策については、子育て世代の移住・定住を促進するとともに、希望する誰もが子どもを産み・育てられる環境を整備するなど、全方位的に連続性を持たせながら子育て支援を更に充実していくことが求められているため、①安定した雇用の確保、②都市拠点や住環境の整備、③結婚活動の支援、④子育て支援の充実の4つの視点から事業を展開している。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本個別事業は、結婚移住に伴う経済的負担の軽減など、新婚生活のスタートに当たって支援を行うことで、若い世代の結婚を後押しするもの</p>							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>								
【その他独自要件】								
<ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市立地適正化計画」に定める「居住誘導区域」に居住し、住民票の住所が対象住宅の所在地となっていること。 ・自治会へ加入すること。 ・暴力団員等でないこと。 ・市税の滞納がないこと。 								

2. 申請見込

①新規世帯見込	90	世帯	②継続世帯見込	25	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	60	世帯		
	その他	30	世帯		

【世帯数積算根拠】

→ 60世帯(夫婦共に29歳以下) × 60万円(補助上限額) = 36,000千円
 → 30世帯[夫婦共に39歳以下(夫婦共に29歳以下を除く)] × 30万円(補助上限額) = 9,000千円
 → 継続世帯 25世帯 6,251千円

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	70 世帯
～12月(実績)	30 世帯
1月～3月(見込)	40 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	60	世帯	×	600,000	円 = 36,000,000 円
(その他)	30	世帯	×	300,000	円 = 9,000,000 円
				(継続補助)	6,251,000 円
				合計	51,251,000 円
				左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

市の広報紙、ホームページ、SNS等を活用した周知など広く市民へ周知する。また、結婚に合わせた移住も見込めることから、移住施策の観点からも情報発信し、本事業と連携させ、周知する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	希望出生率			1.72以上(令和11年)	1.72(平成25年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.41(令和3年)	
	婚姻件数		件	2,470(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	44(令和6年1月末現在)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	40(令和6年1月末現在)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	50(令和6年1月末現在)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・とちぎ未来クラブ(事務局:栃木県)の結婚コンシェルジュ事業と連携したイベントを共同開催する。(リーフレット配布、広報紙や市ホームページで周知を行う。) ・とちぎ結婚支援センターの運営費の一部を負担し、また、入会登録料の助成も行うことで、オールとちぎ体制で結婚に対するサポートを行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内不動産事業者やブライダル事業者などに対し、チラシ配布等について御協力いただくことで、広く対象世帯に情報提供する。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。